

| | |
|-------|--|
| 施設名 | 新潟市文書館 |
| 所管部・課 | 新潟市文化スポーツ部歴史文化課 |
| 所在地 | 新潟市北区太田862番地1 |
| 根拠法令 | 公文書館法 |
| 設置条例 | 新潟市文書館条例 |
| 施設概要 | <p>・平成30年3月に閉校した旧太田小学校の校舎を活用した施設</p> <p><構造> 鉄筋コンクリート造 3階建</p> <p><延床面積> 2410.8㎡</p> <p><主な施設> 収蔵庫(769㎡) 閲覧室(99㎡) 講座室(73㎡) 資料公開室(131㎡) 事務室・作業室(258㎡)</p> |

| 施設 の 設置 目的 | |
|--|--|
| <p>新潟市公文書管理条例の趣旨にのっとり、市政を検証するために後世に残すべき重要な公文書や寄贈を受けた文書(特定歴史公文書)を適切に保存し、市民等の利用に供するとともに、本市の歴史を検証し、歴史に関する情報を発信することを目的とする。この目的を達成するため次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定歴史公文書の保存、利用提供</p> <p>(2) 新潟市の歴史に関する資料の収集、調査研究</p> <p>(3) 新潟市の歴史編さん、歴史に関する情報発信</p> <p>(4) 所蔵資料の公開・活用の推進、市民等の調査研究の支援</p> | |
| 管理・運営に関する基本理念，方針等 | |
| <p>新潟市公文書管理条例に基づき、特定歴史公文書(保存期間が満了した行政文書や民間から寄贈を受けた文書など)を文書館の収蔵庫等で適切に保存するとともに、市民等の申請に応じて利用の決定等を滞りなく行う。利用決定後は、文書館の閲覧室での閲覧や、複写物の提供を適切に行う。</p> <p>特定歴史公文書の保存にあたっては、保存期間が満了した行政文書の着実な選別作業の実施のほか、民間宅への調査などによる地域の資料の収集に努める。</p> <p>また、市内の比較的大きい会場で行う歴史講座、文書館の講座室で行う講座、「さわやかトーク宅配便」等外部から依頼を受けて行う講座など、様々な形と内容の講座を実施していくとともに、資料公開室での資料の企画展示等を行うことにより、本市の歴史に関する情報を発信していく。</p> <p>さらに、教職員や児童生徒に、文書館を(施設として、職員を、所蔵資料を)活用してもらえるよう、学校との連携を強化する。</p> | |